

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

昭和62年7月1日条例第34号

別表第2（第3条―第9条、第10条、第11条関係）

別表第2（変更後 新規追加）

地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	コ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	かき又はさくの構造の制限
東京都 市計画 祖師谷 二丁目 地区地 区整備 計画	地区整備計画 の区域	—	1 0 分の 1 5	1 0 分の 5	—	1 計画図3に示すとおり、1号壁面線については、区画道路境界線から8 m 2 計画図3に示すとおり、2号壁面線については、区画道路境界線から6 m 3 計画図3に示すとおり、3号壁面線については、区画道路境界線から5 m 4 計画図3に示すとおり、4号壁面線については、隣地境界線又は区画道路境界線から5 m 5 計画図3に示すとおり、5号壁面線については、隣地境界線又は区画道路境界線から3 m 6 計画図3に示すとおり、6号壁面線については、区画道路境界線から2 m 7 計画図3に示すとおり、7号壁面線については、道路境界線から2 m	1 計画図3に示す2号壁面線及び3号壁面線の各境界線から4 mを超える区域における軒の高さが3 m以下の平屋建ての建築物 2 計画図3に示す4号壁面線及び5号壁面線の各境界線から2 mを超える区域における軒の高さが3 m以下の平屋建ての建築物 3 公益上やむを得ない建築物	2 8. 5 m。ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるものを超えてはならない。 （1）当該部分から計画図3に示す斜線制限における境界線までの水平距離に1.25を乗じたものに10mを加えたもの （2）当該部分から計画図3に示す斜線制限における境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じたものに4 mを加えたもの	—	—	—	—

1. この表において計画図とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。
2. この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。